

事業の内容

東京電力による家賃賠償が平成30年3月末までとされていることから、国や避難元自治体等と連携を図りながら4月以降の一定期間の家賃等を支援するとともに、戸別訪問等の意向確認により支援を必要とする避難者の生活再建に結び付ける。

事業イメージ

- (1) 避難市町村家賃等支援事業 5,656,766千円
家賃賠償が平成30年3月末までとされている避難世帯のうち、応急仮設住宅の供与が平成31年3月末まで一律延長される区域から避難している世帯に対して、家賃等を支援する。

- (2) 避難市町村避難者意向確認事業 45,757千円
家賃賠償が平成30年3月末までとされている避難世帯の生活再建に関する意向を確認し、円滑な生活再建のために必要な支援に結び付ける。

- ①東京電力から県への「対象者リスト」の提出
(7,300世帯程度を想定)
- ②県(委託業者)の「電話」による一次スクリーニング
(電話による意向確認)
- ③国・県・東京電力の「戸別訪問」による二次スクリーニング
(連絡が取れない世帯や支援が必要な世帯への意向確認)
- ④市町村の「ケア会議」等による個別事案の課題解決
- ⑤国・県・市町村等の「再建調整会議」等による困難な個別事案の課題解決

県

助成

避難世帯

対象者

- 富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域及び南相馬市、川俣町及び川内村の一部区域からの避難世帯の代表者
- ・南相馬市の帰還困難及びH28.7.12に避難指示が解除された区域(小高区など)
 - ・川俣町のH29.3.31に避難指示が解除された区域(山木屋地区)
 - ・川内村のH28.6.14に避難指示が解除された区域(下川内字貝ノ坂、荻の地区)

助成金額

家賃、共益費(管理費)及び更新手数料相当額

※ 家賃、共益費(管理費)については、平成30年3月末で東京電力が認めた家賃賠償の対象額を上限とする。